

令和5年 第3回 本別町議会臨時会会議録

自 令和5年 7月 6日 至 令和5年 7月 6日

本別町議会

令和5年本別町議会第3回臨時会会議録

令和5年7月6日(木曜日) 午前10時00分開会

〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 (産業厚生常任委員会委員長報告)

請願第1号 負箙地区町道の整備を求める請願書

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 議案第48号 令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)につい

T

日程第 6 議案第49号 町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約につい

て

〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 (産業厚生常任委員会委員長報告)

請願第1号 負箙地区町道の整備を求める請願書

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 議案第48号 令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)につい

7

日程第 6 議案第49号 町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約につい

7

〇出席議員(12名)

議 長 12番 篠 原 義 彦 副議長 11番 柏 崎 秀 行

1番 宮 本 やよい 2番 加 藤 徹 己

 3番 丑 若 浩 行
 4番 水 谷 令 子

 5番 梅 村 智 秀
 6番 石 山 憲 司

5番梅村智秀6番石山憲司7番藤田直美8番方川一郎

9番 高 橋 利 勝 10番 阿 保 静 夫

〇欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

 町
 長
 佐々木
 基
 裕

 会計管理者藤野和
 華

 農林課長條原原原
 原
 原

 建設水道課長 加藤
 動

 未来創造課長 野崎昌
 也

 教育長高橋哲也

副 町 長 村 本 信 幸 総 務 課 長 三 品 正 哉 健康・こども課長 髙 橋 紀 尊 企画財政課長 松 本 秀 規 総 務 課 主 査 石 川 雅 康 教 育 次 長 武 田 敏 英

〇職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 雅 之 総務担当主事 今 井 綾 香 総務担当主査越後忠

◎開会宣告

○議長(篠原義彦) ただいまから、令和5年第3回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長(篠原義彦) これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(篠原義彦) 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝議員、石山憲司議員及び加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(篠原義彦) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 請願第1号

○議長(篠原義彦) 日程第3 請願第1号負箙地区町道の整備を求める請願書を議題 といたします。

令和5年第1回定例会において付託いたしました産業厚生常任委員会から審査報告書 が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会、石山憲司委員長、御登壇ください。

○産業厚生常任委員長(石山憲司)〔登壇〕 お手元に配布させております請願審査報告 書に基づいて報告させていただきます。

令和5年3月7日第1回定例会において審査付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

請願第1号負箙地区町道の整備を求める請願書。

2、請願者の住所及び氏名。

本別町西美里別121番地3、負箙地区町道坂部の整備を求める負箙1期成会、会長

佐藤勝男。

- 3、紹介議員、方川一郎。
- 4、委員会開催日。

令和5年3月24日、4月18日、26日。5月11日、17日、31日。6月29日、計7日間。

- 5、現地視察及び住民との意見交換開催日、令和5年4月21日。
- 6、審査結果、採択。
- 7、少数意見の留保、なし。
- 8、請願書の内容。

請願書参照。次ページをお願いいたします。

負箙地区町道の整備を求める請願書。

町道負箙西4線は、いまだに未舗装で、特に坂部分は大量の降雨があると敷設した砂利が流され、一時通行止めなど通行困難となります。また、側溝も道路からの雨水と砂利の流入で、道路への逆流や流水処理不能となることが繰り返されてきました。

令和4年7月、8月の降雨では、路面の砂利が流出し、大きく路面が損壊、通行不能、 非常に危険な状況となりました。また、敷設された砂利の一部が農地明渠に流入し、明 渠を埋めるなどの被害も生じています。

このような状況に対し、その都度、重機による砂利の補充や均平作業、側溝の泥上げなどで復旧されてきたところです。しかし、今後も予想を上回る大量の降雨があり得ることから、当該町道は特に坂部分を優先し、一刻も早い改良舗装整備が望まれるところです。

よって、町においては、町道負箙西4線の特に坂部分を優先し、早急に舗装整備をするよう求め請願書を提出します。

- 9、審査の概要。
- (1) 主な協議事項。
- ①現地調査、道路状況等の確認。
- ②地域住民との意見交換の実施。
- ③町からの聞き取り。町道の整備計画等の状況把握。
- ④現状の坂部の道路舗装の可能性について。

請願の審査に当たり4点の事項を中心に協議を行なった。

①現地調查。

令和5年4月21日に現地調査を行ない、町建設水道課より防災対策事業で行なう側溝整備についての説明の後、坂部分の道路及び側溝の状況を確認した。当該箇所は砂利道でカーブになっており、勾配は急ではあるが通行に支障があるところは見受けられなかった。一方、側溝の土は削られ、トラフが壊れていることを確認した。また、敷設された砂利が明渠に流入し堆積されていることも確認した。

- ②地域住民との意見交換。
- 4月21日西美里別地区公民館で開催。今回の請願を受け、請願に対する地域の思い

や考え方などについて、意見交換を行なった。負箙1自治会等から8人が参加された。 地域住民より昨年の大雨時、令和4年8月16日午前11時頃の映像データの提供を受 ける。後日視聴。

地域からの意見、要望。

側溝も舗装も含めて、セットでやらないと意味がない。

道の上に水が流れて道がえぐられて、車が通れないぐらい危険を感じるレベル。

地域で農業をやる人たちは、大雨のときに畑に流れる土砂や砂利に困っている。

災害時に救急車が登れない、火事があったときに通行できないでは遅すぎる。

待っている間に危ないことが起こるのではないかということでお願いしている。ルールはあるかもしれないが、舗装をやれる方法をどうにか探してやっていただきたい。

異常気象で局地的に降ることが最近多く、これに対応するためにダメージコントロール、危機管理が大事。

③町からの聞き取り。

現在行なっている社会資本整備総合交付金事業による町道負箙西4線道路改良舗装工事の進捗状況と、令和5年度施行予定の防災対策補修事業による側溝整備について、5月11日に町建設水道課より聞き取りを行なった。

当該町道は平成28年度社会資本整備総合交付金事業として改良舗装工事が関係自治会、負箙1、2の住民同意の下、負箙2側を起点として始められた。事業延長3,600メートルのうち調査測量済みが1,500メートルで改良舗装工事が600メートル終了。進捗率は設計済みの40%しており、令和5年度は工事延長130メートル、事業費5,100万円を計画している。1,500メートルが完了するには、五、六年以上かかり、終点の負箙1側からの工事をするためには、概略設計、調査設計、用地買収を行なう必要があり、1,500メートル完了の約3年前から進める考えがあると示された。防災対策補修事業による側溝整備については、令和4年度の大雨災害の復旧として延長は100メートルで、現況の300のU型トラフから450のV型トラフを設置。取付管を現況のファイ450ミリからファイ600ミリにするという説明を受けた。

④現状の坂部の道路舗装の可能性について。

各委員から意見を聴取し、次の項目について回答を求めた。

1、排水整備により、道路損壊を回避できると考えるに至る根拠。

回答。現況の300のU型トラフでは水理計算上、流下不可能であり、U型トラフは 凍上で変状しやすく、流下断面が狭くなったところに砂利が堆積し、溢れた流水で道路 のり面及び路肩を侵食していったと考えられる。450のV型トラフにすることで水理 計算上、流下可能となる。

また、取付管ファイ450ミリも水理計算上、流下不可能であり、ファイ600にすることで水理計算上、流下可能となる。

2、現状で舗装を行なった場合、冬期の車両通行に際し交通安全の担保がなされない と考えに至る根拠。

回答。積雪寒冷地域の縦断勾配は、道路構造令により7.5%以下にしなければなら

ず、現道の縦断勾配8.1%のため、7.5%より急勾配である。よって、現道の縦断勾配のまま舗装を行なっても、冬期車両の安全な通行を確保することができない。

3、その他、道路舗装することが困難と考える事由とその根拠。

回答。2より現時点で道路の舗装をすることは、安全な通行を確保することができないと考える。また、現況の路盤厚も約60センチ前後しかなく、舗装を行なっても凍上による段差や舗装面の亀裂が起こると考えられる。舗装された道路は砂利道と違い、維持作業としてグレーダー等による整地、ダンプトラック運搬による砂利補充などの補修対応ができなくなる。

(2) 自由討議の実施。

上記①から④までの協議を踏まえ、表決の前に自由討議を行なった。

委員会での主な意見。

舗装については望ましいと考える。

排水整備により、一定の雨量は耐え得る。

1,500メートルの改良舗装工事を少しでも早く終え、負箙1側からの改良舗装工事を進めるべき。

現況のままの舗装化は難しいのでは。側溝整備は一刻も早くやるべき。

願意を真に酌み取るなら、早期に側溝整備を進めるだけが地域の皆様のためにならない。

線形変更以外の方法は考えられないか。

(3) 表決方法、表決結果。

挙手により表決を行ない、採択3人、趣旨採択1人のため採択とした。

10、まとめ。

委員会では、願意である改良舗装及び排水溝整備について慎重な審査を行なってきた。 排水側溝工事の速やかな完工と改良舗装工事については、設計・測量等、一定の時間を 要すると思われるが、法令の範囲内で線形変更以外の方法が考えられないか等、多面的 な視点からの検討も考慮し、長年の地域住民の強い要望を踏まえ、早期改良舗装が必要 と考え採択とした。

以上で、委員会審査結果報告といたします。

○議長(篠原義彦) これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号負箙地区町道の整備を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

委員長報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立者11人です。

お座りください。

したがって、請願第1号負箙地区町道の整備を求める請願書は、委員長報告のとおり 採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(篠原義彦) 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第10号専決処分報告。公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

武田教育次長。

○教育次長(武田敏英) 報告第10号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、給食コンテナの回収作業中における事故であります。令和5年4月28日午後1時40分頃、公用車両タイタン帯広100す3160の給食配送トラックが、中川郡本別町弥生町30番地、本別中学校敷地内駐車場横の給食搬入口において、コンテナを回収後、後方にある昇降テールゲートの格納を忘れたまま、方向転換のため後退したところ、後方に駐車中の車両の右後方車体に昇降テールゲートを接触させ、車体を損傷させたものです。事故直後直ちに車両の所有者へ謝罪と損傷状況を確認し、6月20日に示談が成立。民法第695条の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

- 1、和解の相手方でありますが、記載のとおりです。
- 2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を修繕その他一切の 費用として一金9万893円と定め、本別町が車両修理請負業者に対して支払うものと する内容でございます。なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損 害共済金により賄われます。

車両運行時におきましては、改めて交通安全の意識を高め、十分注意を払い遂行して まいりたいと考えております。

以上、報告第10号専決処分報告とさせていただきます。

○議長(篠原義彦) これで報告済みといたします。

次に、報告第11号専決処分報告。令和5年度本別町一般会計補正予算(第5回)について報告を求めます。

松本企画財政課長。

〇企画財政課長(松本秀規) 報告第11号専決処分報告。

令和5年度本別町一般会計補正予算(第5回)につきまして、地方自治法第180条 第1項の規定により専決処分いたしましたので 同条第2項の規定により報告いたしま す。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,764万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出でありますが、10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、2 1節補償補填及び賠償金9万1,000円の増額補正は、先ほど報告いたしました給食車の交通事故による相手方車両の損傷に係る損害賠償金として支払うものであります。

上段1、歳入でありますが、20款諸収入、4項1目7節雑入9万1,000円の増額は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが 専決処分報告とさせていただきます。

○議長(篠原義彦) これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和5年5月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 議案第48号

○議長(篠原義彦) 日程第5 議案第48号令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長(松本秀規) 議案第48号令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、補助事業採択による事業実施経費の増額等が主なものであります。 予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,312万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,077万円とする内容であります。 それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2の歳出ですけれども、上段の4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、19 節扶助費、産後ケア事業、償還払い金6万4,000円の増額補正は、里帰り出産先での 産後ケアを受けた方に対して、償還払いにて費用負担するための経費を計上するもので す。

中段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、産地生産基盤パワーアップ事業836万円及び麦・大豆生産技術向上事業1億4,410万4,000円の増額補正は、補助事業採択によるものです。

下段の7款1項商工費、3目観光費、18節負担金補助及び交付金、補助金、きらめ きタウンフェスティバル実行委員会60万円の増額補正は、花火大会に充てる経費の増 により増額するものです。

戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、中段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、 1節保健衛生費補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金3万2,000円の増額は、歳出 で説明いたしました産後ケア事業に対する国庫補助金を計上するものです。

下段の15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金836万円の増額及び麦・大豆生産技術向上事業補助金1億4,410万4,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたそれぞれの事業に対する道補助金を計上するものです。

以上、令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

阿保議員。

- **〇10番(阿保静夫)** 6ページの18節負担金補助及び交付金中の補助金で、それぞれ産地生産基盤パワーアップ事業、麦・大豆生産技術向上事業ということでそれぞれ計上があります。具体的な内容について、それぞれの事業の主な内容で結構ですが、よろしくお願いします。
- 〇議長(篠原義彦) 篠原農林課長。
- 〇農林課長(篠原順彦) お答えいたします。

まず、補助金の産地生産基盤パワーアップ事業でございますが、こちらにつきまして は麦・大豆を国産シェア拡大対策として行なわれる事業でございます。

内容といたしましては、大豆収穫用のヘッダーを1台、刈り幅5.1メートルのものでございます。大豆収穫の効率化を図るシステム3台を導入いたします。こちらにつきましては、既存のコンバインで今大豆をヘッダーを取りつけて収穫しているところでございますが、ウインドシステムというものを既存のコンバインに装着することにより、カッターバー内に高速の空気を送り込まれ、作物の流れを補助し、ロスを最小限にしながら、収穫が可能になるというシステムでございます。

その下の麦・大豆生産技術向上事業でございますが、こちらにつきましては、すいません、先ほどのほうの補助率ですが、補助対象経費の2分の1になっております。

次の麦・大豆生産技術向上事業1億4,410万4,000円の部分でございますが、

こちらにつきましては対象取組の14項目ございまして、そのうちの5項目の取組を行なうという形になっております。

2点目が麦種に応じた最適な施肥を実施する部分で、ヘクタール当たり 2万円の補助になっており、面積で1,224.7ヘクタール、金額にしまして2,449万4,000円。

3点目といたしまして化学肥料の低減。こちらにつきましては、 $^{\circ}$ 0月の1万円、面積にしまして1,579.9 $^{\circ}$ 1,579万9,000円。

4点目といたしまして、化学農薬の低減。こちらの部分がヘクタール1万円の補助です。面積が1,548.8 ペクタール、1,548万8,000 円。

最後に5つ目としまして、スマート農業を活用した生産の高度化、省力化という部分でヘクタール3万円、面積で1,156.3ヘクタール、金額で3,468万9,000円。合わせまして164,410万4,000円となっております。

こちらにつきましても補助率につきましては、それぞれの取組に対して定額補助であります。取組主体といたしましては、本別町農業協同組合となっております。以上です。

- ○議長(篠原義彦) ほかございませんか。 高橋議員。
- ○9番(高橋利勝) 5ページ、6ページで商工費、負担金補助及び交付金できらめきフェスティバル実行委員会に60万円ということですが、ただいまの説明では花火大会の計画の増のためという説明がございましたけども、このきらめきタウンフェスティバル、実行委員会が行ないますのでなかなか難しい面もあると思いますが、非常に町民の関心が高いことからも、この花火大会を含めて、もし現状で報告いただけることがあればお伺いをしたいと思います。
- 〇議長(篠原義彦) 野崎未来創造課長。
- 〇未来創造課長(野崎昌也) お答えいたします。

まず日程ですけども、今年9月の1週目、2日、3日にきらめきフェスティバル開催 することとなっております。

今回の増額の補正の関係につきましては、当初経緯としましては、4月下旬に事業者のほうから、物価高騰のあおりを受けて花火経費が25%145万円上がるとの報告を受けております。

今回60万円の増額補正なんですけども、今年の当初の花火の予算と比較しまして10.34%の増となってます。全体的にサイズダウンはするんですけども、花火の最後の部分を従来通りの打ち上げ規模にするということで、事業者とも協議した結果、来ていただいた方に満足いただけるんじゃないかということで、今回の増額の補正をさせていただいてます。以上です。

○議長(篠原義彦) ほかございませんか。

藤田議員。

○7番(藤田直美) 4款衛生費の母子保健費中、産後ケア事業について伺います。

この6万4,000円の増額ですが、本別町では産後ケア事業、デイサービス型、訪問型ということで事業を行なわれておりますが、この里帰り出産された方へということですが、このサービスっていうかサポートの内容について伺いたいと思います。

また利用の回数、それと償還払い金ということですが、これは一旦利用者の方が負担をしていて、利用者の方に償還されるのか、それとも直接サービス事業所へ支払われるのか、その点について伺いたいと思います。

- 〇議長(篠原義彦) 髙橋健康・こども課長。
- **〇健康・こども課長(髙橋紀尊)** 藤田議員の質問にお答えいたします。

サポートの内容なんですけれども、施設型ということで管外に里帰りされた方、例えば道外に里帰りされて、施設で出産をされて、その後希望でその施設でサービスを受けるということでの内容になっております。

それと回数なんですけれども、産後6か月までには上限2回ということになっております。負担につきましては、一度利用者が払っていただいて、それを償還払いということで、うちのほうでその利用者にお金をお支払うような形になっております。以上です。

- 〇議長(篠原義彦) 藤田議員。
- **○7番(藤田直美)** ではこの部分では2回ということで、デイサービス型を2回ということでしょうか。施設型となっていたんですが、デイサービスは2回までという形になっているので、そのデイサービス型ということでいいんでしょうか。本別町ではそう明記されていると思います。

また2回までってなっているんですが、多児の場合は利用回数を増やすことができる となっておりますが、その点についてもちょっと伺いたいと思います。

- ○議長(篠原義彦) 髙橋健康・こども課長。
- **○健康・こども課長(髙橋紀尊)** 一応里帰りということで、施設型というのが産後 6 か月までに上限 2 回ということになっております。その後、産後 1 年までに上限 3 回ということになっておりますので、もし里帰りの部分でなおかつ訪問型のを受けるような形になるのであれば、今後また補正ということを考えていきたいと思ってるんですけど、とりあえず里帰りの部分の今回補正ということにしておりますので、上限 2 回ということで、 2 人分ということで計上させていただいております。以上です。
- 〇議長(篠原義彦) 藤田議員。
- **○7番(藤田直美)** それでは里帰りでも同じく利用料金は、利用者負担は1回1,500円というのは変わらないということでよろしいですか。
- ○議長(篠原義彦) 髙橋健康・こども課長。
- **〇健康・こども課長(髙橋紀尊)** 藤田議員の質問にお答えいたします。 1,500円でございます。以上です。
- O議長(篠原義彦) ほかございませんか。 柏崎議員。

〇11番(柏崎秀行) 1点お伺いしたいと思います。

商工費、負担金補助及び交付金、きらめきタウンフェスティバルの60万円です。先ほどの説明では、花火の業者が物価高騰のあおりを受けて花火代が上がったということでの60万円の補正だという話でした。この花火、町内の商工事業者からも負担をいただいてあげていると思いますが、物価高騰のあおりを受けている町内の商工事業者からは普通にお金を頂くという中で、この60万円を足して花火をやっていくということでよろしいですか。

- 〇議長(篠原義彦) 野崎未来創造課長。
- 〇未来創造課長(野崎昌也) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町内事業者、自治会も含めて寄付を頂いて実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長(篠原義彦) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号令和5年度本別町一般会計補正予算(第6回)については、 原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号

〇議長(篠原義彦) 日程第6 議案第49号町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請 負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

〇総務課長(三品正哉) 議案第49号町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約 につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約締結に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、町道負箙西4線道路道路改良舗装工事で、工事内容は、 改良工事延長197メートル、舗装工事延長195メートルを施工するものでございま す。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和5年6月5日に開催し、指名業者につきましては株式会社本別建設工業、鎌田建設工業株式会社、株式会社野田組、株式会社岡崎組、中前建設株式会社、株式会社井上産業、株式会社千田建設工業の7者を選定をいたしました。

令和5年6月6日に指名通知を行ない、令和5年6月26日に入札を執行しております。

契約金額につきましては7,315万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、本別町北3丁目5番地9、株式会社野田組代表取締役 坂入降でございます。

仮契約は、令和5年6月27日に行なっており、工期は、着工が本契約の日から7日 以内で、完成は令和6年1月30日でございます。

以上、議案第49号町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約についての提案に 代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長(篠原義彦) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号町道負箙西4線道路道路改良舗装工事請負契約については、 原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(篠原義彦) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第3回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前10時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年7月6日

議 長 篠原義彦

署名議員 高橋利勝

署名議員 石山憲司

署名議員 加藤徹己